

# 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金の事務手続きについて

## 1. 県へ交付申請提出 (県が指定する日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

## 2. 県から交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

## 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

## 5. 県へ実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い: 精算払

資料提出・問い合わせ先 子育て・人財局 総合教育推進課 教育振興担当  
鳥取県鳥取市東町一丁目220  
0857 - 26 - 7022  
sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp